

平成26年第14回弘前市教育委員会会議録

日時 平成26年8月8日（金）

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第10号 臨時代理の報告について
 (教育財産の取得申出について)
報告第11号 臨時代理の報告について
 (教育財産の取得申出について)
- 6 議案の審議
議案第32号 西目屋村と弘前市との間における中学校教育事務の委託について
議案第33号 弘前市立学校設置条例及び弘前市教育センター条例の一部を改正する条例案
議案第34号 教育財産の取得申出について
議案第35号 教育財産の取得申出について
議案第36号 教育財産の取得申出について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 柴田 幸博、理事兼弘前図書館長兼郷土文学館長 宮川 慎一郎、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 鳴海 誠、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 土谷 伸夫、文化財課長 三上 敏彦、博物館長 長谷川 成一

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午前9時30分 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成26年第14回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に4番土居真理委員と5番一戸由佳委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が2件、議案が5件となっております。

・報告第10号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第10号臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長（北嶋郁也） 報告第10号臨時代理の報告について説明いたします。

平成26年度裾野小学校校舎新築工事（電気設備工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

取得する教育財産の種類は、電気設備であります。取得金額は、工事の設計額で1億4007万6000円であります。臨時代理した日は、平成26年7月30日であります。取得する財産の内容は、新築に伴う電気設備一式であります。工事の工期は、平成28年2月25日までであります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 電気工事の内訳で、電気錠設備とありますが、どういう設備なのか教えてください。

○学校企画課長（北嶋郁也） 電気錠設備とは、来客用玄関ドアの鍵を遠隔操作により開錠できるものであります。

○4番（前田幸子委員） 開錠する装置は職員室に設備されているのですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） はい。職員室のほかに事務室及び技能主事室に設置されており、それぞれから開錠できます。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第10号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第10号は承認されました。

・報告第11号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に報告第11号臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長（北嶋郁也） 報告第11号臨時代理の報告について説明いたします。

平成26年度裾野小学校校舎新築工事（機械設備工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

取得する教育財産の種類は、機械設備であります。取得金額は、工事の設計額で1億643万4000円であります。臨時代理した日は、平成26年7月30日であります。取得する財産の内容は、新築に伴う機械設備一式であります。工事の工期は、平成28年2月25日までであります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 冷房設備は、コンピュータ室以外に設置されるのでしょうか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 冷房設備の設置は、コンピュータ室のみになります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第11号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第11号は承認されました。

・議案第32号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第32号西目屋村と弘前市との間における中学校教育事務の委託について事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長（北嶋郁也） 議案第32号西目屋村と弘前市との間における中学校教育事務の委託についての議案説明の前に、本日配付いたしました資料に基づき再度概要を説明し、その後議案説明に入りたいと思います。

配布しております資料1をご覧ください。これまでの経緯について説明いたします。平成23年7月6日、西目屋村から弘前市に対し、西目屋中学校の生徒数の減少が著しく、望ましい教育活動が困難になっている状況であることから、中学校教育事務委託の申出がありました。弘前市長は、地域住民の理解を得ることが大事であるため、早期にお互い協議会を設置し検討を始めたいという話がありました。西目屋村では、PTA・役員会において事務委託の推進と弘前市との協議の早期実現を村議会へ要望し、平成23年9月16日において中学校事務委託に関する協議会の設置

に関する要望書を可決しております。弘前市といたしましては、東目屋地域住民に対する理解と説明が必要であることから、保護者及び町会長等に対する説明会や懇談会を平成24年3月2日から4月24日まで4回ほど開催し了解を得ております。

事務委託は学校教育法に規定するもので学校統合とは違うことを両教育委員会で確認し、平成24年5月11日において弘前市長と西目屋村長が対談し、「中学校事務委託を行う事を前提に、まずは3年間で交流を進めていくこと」で合意しております。西目屋村と東目屋地区の児童生徒等の交流については、PTA代表、地域の代表と学校の校長先生等で「東目屋・西目屋児童生徒等交流推進協議会」を設置し、いろいろな交流事業等を実施しております。

次に教育事務委託について説明いたします。配布しております資料2をご覧ください。小中学校は義務教育であるため、学校教育法において、「市町村は小学校及び中学校を設置しなければならない」と規定しております。また、「相当と認めるときは、組合を設けて就学させることができる」と規定しております。しかし、「学校の設置及び組合を設けて就学させることが不適当な場合は、他の市町村に委託することができる」と規定しております。次に、地方自治法の規定では、「普通地方公共団体は、協議により規約を定めて当該団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して管理し及び執行させることができる」となっております。

教育事務の委託を実施する場合の手続きについて説明いたします。まず、教育事務の委託の申出があり、西目屋と弘前市で協議し規約案を作成します。次に、規約案を西目屋村・弘前市双方の議会で議決を得て、最後の制定した規約を県知事等に届け出し、教育事務委託を実施することとなります。議会の議決の必要性の有無につきましては、地方自治法252条2の第3項において議会の議決を経なければならないと規定されておりますので、議会の議決が必要ということになります。

それでは議案第32号西目屋村と弘前市との間における中学校教育事務の委託について説明いたします。次の通り規約を定め、弘前市が中学校教育事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めることを市長に送付するものであります。提案理由は、学校教育法第49条において準用する同法第40条並びに地方自治法第252条の14第1項の規定により、中学校教育事務の管理及び執行を西目屋村教育委員会から受託するものであります。

西目屋村と弘前市との間における中学校教育事務の委託に関する規約を読み上げます。

第1条 西目屋村は、学齢生徒に係る中学校に関する教育事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を弘前市に委託する。

第2条 委託事務の管理及び執行については、弘前市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、西目屋村の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、毎年度弘前市長が西目屋村長と協議して定

める。この場合において、弘前市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を西目屋村長に送付しなければならない。

第4条 弘前市長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、弘前市一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

第5条 弘前市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を西目屋村長に通知するものとする。

第6条 弘前市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、西目屋村長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、弘前市長が必要と認める場合又は西目屋村長の申出がある場合においては、臨時に開くことができるものとする。

第7条 弘前市長は、委託事務の管理及び執行について適用される弘前市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、西目屋村長に通知しなければならない。

2 弘前市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに当該条例等を西目屋村長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、西目屋村長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、西目屋村長及び弘前市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 西目屋村長は、この規約の告示の際、併せて委託事務の管理及び執行に関しては弘前市の条例等が適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、弘前市長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生じる過不足は、速やかに西目屋村に還付し、又は西目屋村から徴収するものとする。

今回の西目屋村と弘前市との間の中学校教育事務委託については、西目屋村と弘前市の双方において同様の手続きが必要であり、議会において議決を経た後、規約を締結することになります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 規約第3条の経費の負担において、委託事務の管理及び執行に要する経費は、西目屋村の負担とすとなっていますが、どのような場合に西目屋村が経費を負担するのか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 西目屋村の生徒さんが東目屋中学校で教育課程を受けることにより、いろいろな経費がかかります。受託する弘前市において全部負担するのではなく、相応の部分は西目屋村に負担していただくことになります。

- 2番（前田幸子委員） 弘前市において、経費の負担はないのですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） いえ。もちろん経費の負担はあります。現在、それらについて西目屋村と協議しております。
- 1番（九戸眞樹委員） 西目屋の中学校に通っている生徒を東目屋でお引き受けするということは、西目屋中学校がなくなるということですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） はい。西目屋中学校がなくなります。教育事務委託の他市町村の例みますと、一部の地域だけを教育事務委託するという例は結構多いのですが、全部を委託するというのは全国的にも珍しいものです。
- 1番（九戸眞樹委員） 教育事務委託というと一部を委託するイメージでしたが、全部を委託する事例としては大変珍しく、ある意味先進的であり少子化の中でこれから出てくるだろう考え方という捉え方でいいですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 一つの手段ということにはなるかもしれません。
- 1番（九戸眞樹委員） 資料に3年間で交流を進める事で合意とありますが、生徒同士も受け入れる側も練習することで下地を作っていくと理解していいですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） はい。実際生徒たちも急に行くわけですので、小学校の段階から交流し中学生になったときには、スムーズに入っていけるよう準備期間をもってやっっていこうということでもあります。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第32号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第32号は原案どおり可決されました。

・議案第33号について

- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第33号弘前市立学校設置条例及び弘前市教育センター条例の一部を改正する条例案について事務局から説明をお願いします。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 議案第33号弘前市立学校設置条例及び弘前市教育センター条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

弘前市立学校設置条例及び弘前市教育センター条例の一部を改正する条例案を次の通り市長へ送付するものです。提案理由は、弘前市立和徳幼稚園の閉園並びに同園で実施していた幼児の教育相談等を弘前市教育センターの業務とするため、所要の改正をしようとするものであります。

お配りしております改正条例案と新旧対照表をご覧ください。第1条弘前市立学校設置条例の一部を次のように改正する。本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。これは弘前市立学校設置条例から幼稚園を削ることにより小学校中学校それぞれの号番号を繰り上げするものであります。次に改正条例案第2条

弘前市教育センター条例の一部を次のように改正する。第3条第6号中「、弘前市フレンドシップルーム等教育相談」を削り、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。(7) 弘前市幼児ことばの教室に関すること。

(8) 弘前市フレンドシップルーム等教育に係る相談及び指導に関すること。これは弘前市立和徳幼稚園の廃止により、これまで同園で行ってまいりましたことばの教室の業務を、弘前市教育センターの業務として追加するとともに各号を整理したものであります。

次に改正条例案の附則であります。施行期日のほか、弘前市立和徳幼稚園を閉園することにより不要となる条例の廃止や一部改正を必要とする関係条例の改正の内容を規定しております。

附則第1項は、条例の施行期日となっており平成27年4月1日から施行するものであります。

次に附則第2項は、廃止することになる条例となっております。弘前市立和徳幼稚園の教育職員の給与等の特例に関する条例、弘前市立幼稚園保育料等徴収条例、この2本は弘前市立和徳幼稚園が閉園することで廃止するものであります。

次に附則第3項は、弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正であります。これは、昨年12月の弘前市立学校設置条例の一部改正において、弘前市立弥生小学校を弘前市立船沢小学校へ統合する施行期日を平成26年4月1日から、弘前市立修斉小学校と弘前市立草薙小学校を統合し新たに弘前市立裾野小学校を設置する施行期日を平成28年4月1日からと所要の改正をしております。今回改正の施行期日は平成27年4月1日からとなりますので、前回の一部を改正する条例の本則第2号の表の改正規定中「第2号」を「第1号」に改めるものであります。

次に附則第4項は、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。この教育関係職員とは幼稚園に勤務する職員及び教育委員会に勤務する指導主事であり、これらの教育関係職員の給与及び勤務時間等の取扱いについて規定している条例であります。第1条では、「弘前市立和徳幼稚園」から「幼児ことばの教室」へ、「教諭」から「幼児ことばの指導員」へと名称が変わったことから、文言を整理したものであります。第3条では、勤務先が幼稚園ではなくなることから義務教育等教員特別手当を削るものであります。第4条では、給料表を適用するにあたっては県費負担職員の例によると規定しておりますが、指導員という職名に改正すると県費負担職員の例に照らし合わせた際に講師なのか教諭なのか不明確であるため、指導員を教諭とみなすと規定したものであります。次に第5条は第4条と同じく指導員を教諭とみなすという規定を追加し、第2項以降の項の番号を繰り下げたものであります。次に第10条及び第11条は、これまで幼稚園教諭に支給してまいりました教職調整額について規定したものであります。これは附則第2項第1号で廃止される弘前市立幼稚園の教育職員の給与等の特例に関する条例において教職調整額の支給を規定してまいりましたが、廃止することになりますので弘前市教育関係職員の給与等に関する条例に移行して規定したものであります。この教職調整額とは、学校の先生は

時間外手当や休日勤務手当などが支給されないため、調整額を支給しております。今回の改正で幼稚園教諭から幼児ことばの指導員と職名が変わっても、使用する給与表や取扱いはそのままとするため、調整額と時間外勤務手当等について新たに規定を追加しております。次に第14条及び第15条は勤務時間と週休日及び勤務時間の割り振りを規定したものであります。これまで幼稚園職員は学校である幼稚園に勤務していたことから勤務時間の取扱いを県費負担教職員の例によるものとし、指導主事とは異なる規定でありましたが、教育センター所管となることにより勤務時間等の取扱いを指導主事と同一とするため、第14条及び第15条において指導主事を職員に改めるとともに、第14条第2項及び第15条第4項については、教育センターの職員になることから削除することになります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 給料は今までどおりですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） はい。今までどおりの支給となります。

○2番（前田幸子委員） 現在の施設は老朽化が進んでいるため、今後を見通した時に教育センターへ移動することは今後の見通しとして考えられますか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 今回、弘前市立和徳幼稚園が閉園することにより、ことばの教室の設置場所を考えた際に、教育センターの中では狭く、また、現在の場所が広く周知されており交通の便もいいという事で現在の場所で引き続き実施することになります。今後、施設の老朽化が進んだ場合には、建て替えなのか既存の施設の余裕のある場所へ移すのかは、その時点で考えていく必要があると思います。

先ほどの給料は今までどおりですかというご質問に対する回答で変更があります。

義務教育手当の部分だけは支給がなくなることになります。

○2番（前田幸子委員） それはいくらぐらいですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 月額3,450円であります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第33号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第33号は原案どおり可決されました。

・議案第34号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは次に議案第34号から第36号までの3件は、いずれも再生可能エネルギー等導入設備工事に係る小学校への太陽光発電設備を設置する案件であり、関連がありますので、3件を一括して審査に供します。事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長（北嶋郁也） 案第34号、35号、36号はいずれも教育財産の取得申出についてであります。福村小学校、大和沢小学校、朝陽小学校それぞれにおける再生可能エネルギー等導入設備工事に係る教育財産の取得を市長に申出するものであります。

はじめに議案第34号について説明いたします。教育財産取得表をご覧ください。施設名は弘前市立福村小学校であります。取得する教育財産の種類は工作物であります。教育財産として取得する理由は、避難施設である福村小学校へ太陽光発電設備等を設置するものであります。取得する財産の表示は、太陽光発電設備20kw、蓄電池設備15kwhであります。取得金額は工事契約額で4317万6240円であります。参考資料として太陽光発電設備が設置される場所の図面を添付してあります。管理普通教室棟の屋根に4段19列で76枚の太陽電池モジュールを設置することになります。

次に議案第35号について説明いたします。施設名は弘前市立大和沢小学校であります。取得する教育財産の種類等は、工作物であります。取得金額は工事契約額で4365万2520円であります。こちらも図面を添付しております。大和沢小学校については、図面を見ますと屋根の真ん中に4段7列が1カ所、その両脇に4段6列が2カ所、計76枚の太陽電池モジュールを設置しております。3列に分かれている理由については、南向きに面する屋根の設置部分が狭いためであります。

次に議案第36号について説明いたします。施設名は弘前市立朝陽小学校であります。取得する教育財産の種類は工作物であります。取得金額は工事契約額で4312万7620円であります。こちらも図面を添付しております。朝陽小学校は福村小学校と同じく4段19列で76枚の太陽電池モジュールを設置しております。

今回の小学校への太陽光発電システムの設置につきましては、市長部局の都市環境部スマートシティ推進室が所管する再生可能エネルギー設備導入事業として行われるものであり、学校の体育館が避難所指定されていることから避難施設の維持を目的として実施するものであります。昨年度は堀越小学校、大成小学校、城東小学校が同様に行いましたのでそれに引き続き行われるものであります。スマートシティ推進室で予算を管理し設計・工事すべてを行います。工事終了後に教育委員会の方に教育財産として引き渡す予定になっております。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） 質疑も一括して行います。ただいまの説明に対しまして御質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 今回設置する3校は、太陽電池モジュールの枚数や発電量がすべて同じようですが、大和沢小学校が約50万円高いのはなぜですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 金額の詳細までは把握しておりませんが、予想されることは、蓄電池設備を設置する箇所が違うことにより配線の距離や複雑化していると思われます。

○教育部長（柴田幸博） 太陽電池モジュールの設置形態が一体型と分散型では違いがでてくるかと思われまます。

○4番（土井真理委員） 発電容量と蓄電容量があまり大きいと思えませんが、どの位

の時間対応できるのですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 今回の設置するものであれば、体育館のLED照明が6時間、職員室などの事務室が6時間、体育館のトイレ証明が4時間、電話が24時間、パソコンが24時間、プリンターが24時間、テレビが24時間、電気ポットが10回、炊飯器が2回の負荷に対しては対応できると聞いておりますので、停電して一晩は大丈夫であります。

○4番（土井真理委員） 避難施設が長期にわたって停電している場合は、太陽光で充電し連続使用できるものですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 太陽の光を充電できれば可能であります。また、外から充電機を持ってきて繋ぐことも可能ですので太陽光で充電できない場合でも電気を供給していく体制になっております。

○5番（一戸由香委員） 先ほどのどの位の時間対応できるかの質問に対する説明で、LED照明が6時間、炊飯器が2回とかありましたが、それら全部を同時に使う場合ではなく、一種類を使うと換算したらの目安としての意味合いですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 全部を合わせてできると聞いております。

○教育部長（柴田幸博） 避難施設になれば電気も必要最小限という形になります。発電機の容量も限られておりますので、太陽光発電で必要最小限の部分を補いたいと考えております。また、長期にわたるようであれば発電車や電源車などを準備し繋げるというような体制もできるというふうにご理解いただければと思います。

○1番（九戸眞樹委員） 今回の3校の外に太陽光発電設備を設置しているところはありませんか。

○学校企画課長（北嶋郁也） 全部で小学校は今回の3件を加えますと10校に設置することになります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、採決は1件ずつ行います。議案第34号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第34号は原案どおり可決されました。次に議案第35号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第35号は原案どおり可決されました。次に議案第36号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第36号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって平成26年第14回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午前10時31分開会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 土 居 眞 理

署名者 一 戸 由 香